



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 訓令

*1 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)..... 1

訓 令

和歌山県訓令第1号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記第3号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略 （契約の保証） 第4条 略</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</u></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">注3 <u>3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。</u></p> <p>4 略 5 略 6 略</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">注3 6 略</p> <p>略 （前金払及び中間前金払） 第35条 略 注7</p>	<p>別記第3号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略 （契約の保証） 第4条 略</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">注3 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。</p> <p>3 略 4 略 5 略</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">注3 5 略</p> <p>略 （前金払及び中間前金払） 第35条 略 注7</p>

第35条 略

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前2項の規定は、この場合について準用する。ただし、同一年度において、第38条第5項前段の規定により部分払の請求をした後においては、これを請求することができない。
- 5 略
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 略
- 9 第7項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 11 第1項、第4項及び第6項の規定により受注者が発注者に請求できる金額は、1万

第35条 略

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。ただし、同一年度において、第38条第5項前段の規定により部分払の請求をした後においては、これを請求することができない。
- 4 略
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 略
- 8 第6項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 10 第1項、第3項及び第5項の規定により受注者が発注者に請求できる金額は、1万

円を単位とする。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 略

3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 略

(情報通信の技術を利用する方法)

第58条の2 この契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

注8の2

(記名押印の特則)

第58条の3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定に基づき、書面に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置として、双方において当該電磁的記録に記録された情報に電子署名を行う措置を講じたときは、この契約書中「この契約の証として、この証書2通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。」とあるのは「この契約の証として、発注者及び受注者がそれぞれ電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。」と読み替えるものとする。

(特記事項)

第58条の4 前条の規定により、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、これに記録された情報に電子署名を行うことにより契約を締結した場合には、当該電子署名を行った日にかかわらず、この契約書に定める日から、その効力を生ずるものとする。

略

注10

略

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第61条 略

2~4 略

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

略

略

円を単位とする。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 略

3 略

略

略

注10

略

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第61条 略

2~4 略

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

略

略

略

注3：低入札価格調査実施後の契約を行う場合には、第4条第3項及び第6項並びに第51条第2項を点線枠内の条文に置き換えて用いる。

略

注8の2：書面に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成し、これに記録された情報に電子署名を行う方法を用いて契約を行う場合には、第58条の2の次に点線枠内の条文を追加して用いる。

略

略

注3：低入札価格調査実施後の契約を行う場合には、第4条第2項及び第5項並びに第51条第2項を点線枠内の条文に置き換えて用いる。

略

略

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年2月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。